

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（場所の提供又は周旋の禁止） 第四十条（略） 一・二（略） 三 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用 四―六（略）	（場所の提供又は周旋の禁止） 第四十条（略） 一・二（略） 三 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用 四―六（略）

第二条 広島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第十五条（略） 一 青少年 十八歳未満の者をいう。 二―十二（略）	（定義） 第十五条（略） 一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。）をいう。 二―十二（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項及び第三条第三項の規定により成年に達したものとみなされる者については、この条例による改

正後の広島県青少年健全育成条例第十五条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。